

令和4年度行政評価等プログラム

総務省

令和 4 年度行政評価等プログラム

総 務 省

I 基本理念

我が国の行政は、少子高齢化、デジタル技術の発展や新型コロナウイルス感染症の影響などによる社会経済の変化に対応し、従来の社会環境を前提に構築されてきた仕組みそのものを問い直し、持続可能なものに抜本的に改善していくことが課題となっている。

このような中で、総務省行政評価局は、政府内にあつて施策や事業の担当府省とは異なる立場から、「政策評価の推進」、「行政相談」及び「各府省の行政運営の改善に関する調査（行政運営改善調査）」の各機能を有機的に発揮し、政策の形成、執行、効果の把握、評価など様々な場面で生じる課題の解決促進により、行政の改善を図ることを使命としている。

行政評価等プログラムは、行政評価局がこれらの各機能を着実かつ的確に実施するための取組方針について定めるものである。また、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）第 13 条に規定する計画は、別紙のとおりとする。行政評価局は、本プログラムに基づき、国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現を図っていく必要がある。

なお、本プログラムについては、行政を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、毎年度、見直し・改定を行うこととする。

II 取組方針

1 調査テーマの選定方針

行政運営改善調査のテーマは、これらを取り上げる端緒となった行政相談や各地の情報等から行政上の課題を把握し、政策評価審議会の議論を経て、随時、決定することとする。その際、把握した行政上の課題から調査テーマを的確に抽出するため、

- ① 国民の安全・安心の確保
- ② 多様性・包摂性のある社会の構築
- ③ 地域における生活・活動基盤の確保
- ④ 経済成長・分配の基盤構築・環境整備

の 4 分野に重点的に取り組むこととし、あわせて、行政サービスの提供方法・ツールに着目した視点として、「政策評価審議会提言」（令和 3 年 3 月政策評価審議会。以下「提言」という。）で示された以下の 4 つの視点を考慮して検討するものとする。

- ① 行政における「デジタル社会」の形成の取組（マイナンバー（カード）の活用を含む。）の促進
- ② 行政以外の「公的活動の担い手」（ボランティア・NPO・地縁団体・民間企業等）
- ③ 様々な行政において活用されている「行政計画」という手法
- ④ 「EBPM（エビデンスに基づく政策立案）」の促進

2 各府省における政策形成・評価の基盤整備

(1) 政策評価制度・運用の改善

政策評価については、デジタル時代において、機動的かつ柔軟に政策の見直し・改善が行われ、また、データやエビデンス等に基づく質の高い政策形成・評価が行われることとなるよう、提言を踏まえて、制度や運用の改善を進める。

その際、政策形成・評価プロセスにおけるEBPMの実践を更に進めていくため、内閣官房等と連携して、各府省における取組の推進を図る。具体的には、外部有識者、関係府省及び総務省が連携して行う政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究に引き続き取り組み、各府省の個別の政策課題に寄り添いながら、EBPMのリーディングケースの創出を図るとともに、政策の効果検証に力点を置いた行政運営改善調査を実施することなどを通じ、デジタル時代にふさわしい質の高い政策形成・評価の在り方の実現に貢献する。

また、公共事業、規制、租税特別措置等に係る政策評価については、必要な点検を実施しつつ、上記の政策評価の見直しの方向性を踏まえ、対象とする政策の特性等に応じて、改善方策の検討を行う。

なお、政策評価の制度・運用の改善の検討を進める際には、各府省における作業の合理化の観点を踏まえるとともに、各府省との意見交換や現場の運用実態の把握を行い、政策評価審議会の委員を始めとする学識経験者等の知見を活用する。

(2) 政策評価に係る研修等の実施

政策評価に関する共通の理解と専門的知識の向上等に資するため、政策評価等に従事する職員に対して研修等を実施する。その際、オンラインの活用等による効果的な方法で行うとともに、各府省における政策形成・評価の向上に資するものとなるよう、政策評価制度の改善の動きやEBPMの観点を踏まえ、研修内容の充実を図る。

また、「政策評価ポータルサイト」を活用し、国民等への情報提供を行う。

3 様々な行政分野における課題解決の促進

(1) 行政相談の機能強化

行政相談においては、行政相談委員と共に国民の声を聞いて、個々の相談事案に真摯に対応し、行政の改善を促進するため、以下の取組を行う。

① 地方との連携及びデジタル技術の活用

行政相談事案の解決、制度の周知・広報及び利用促進を効果的に行うため、行政相談委員を支援するとともに、行政相談委員活動における地方公共団体など関係機関との連携の促進、デジタル技術の活用による行政相談の受付手段の多様化、AIの導入などに取り組む。

② 国民のニーズへの対応

新型コロナウイルス感染症や自然災害などの発生、外国人の増加やデジタル化の進展、社会的な孤独・孤立の問題などに対応して、国民のニーズに応じた情報の提供、相談活動を展開する。

③ 行政の改善

個々の相談事案への対応に関しては、困りごとを抱えた国民の照会に丁寧に対応するとともに、意見・要望及び苦情の解決に努める。

また、相談事案及び行政相談委員意見を踏まえ、必要と考えられるものについては、行政苦情救済推進会議の活用や行政運営改善調査を実施するなど、行政評価局の機能を有機的に連携させ、行政の改善を図る。

④ 国際貢献

「総務省海外展開行動計画2020」（令和2年4月30日）に基づき、海外の苦情処理機関との知見の共有、国際的な貢献に努める。

(2) 行政運営改善調査

ア 常時監視機能の発揮

行政相談端緒の情報に加え、行政相談委員や地方公共団体、関係団体等といった地域の関係者との平素からの意見交換や情報共有等を一層図り、各府省における施策の実施状況や国民、社会及び地域が抱える課題について、常時、情報を収集・整理・分析することにより、行政上の課題を把握する活動（常時監視活動）に積極的に取り組む。

この活動の成果については、調査テーマの選定の検討に生かすだけでなく、必要に応じ、内容にふさわしい方法で関係者に積極的に提供することに努める。このような取組を通じて、信頼を高めるとともに、情報収集能力を向上させる好循環を実現する。

イ 行政運営改善調査の質の向上

行政運営改善調査に関しては、制度所管府省を始め関係者のニーズに応え、課題を解決することを重視し、以下のように取り組むものとする。

① 関係者のニーズ把握の徹底

問題の構造をより正確に認識し、調査によって改善すべき課題を的確に捉えるため、調査テーマの検討時から、関係府省や利害関係者などを含め、実情をよく知る現場や有識者との意見交換を、管区行政評価局等も活用しつつ積極的に行う。

② 課題を迅速に解決する調査の実施

社会情勢の変化が速い現代においては、より適時的確に課題をつかみ、調査結果を提供していく必要がある。そのため、調査開始から調査結果の公表までを原則 1 年以内とすることを徹底する。さらに、問題意識を絞って短期に集中して行う調査や、想定される課題を明確化し効率的な調査を行うために一部地域での先行調査の実施・公表を行うなど、調査の目的やテーマの内容を踏まえ、適切な調査方法により行う。

③ 公表方法の工夫

調査結果の提供においては、全ての調査結果をまとめた従来の「結果報告書」のスタイルにこだわることなく、課題を見つけた時点で相手に伝え速やかな改善を促す、全国の取りまとめを待たずに地域単位で調査結果を公表するなど、柔軟に取り組み、行政の改善のため、課題を解決することを重視する。

④ 改善措置状況のフォローアップ

調査結果に係る各府省の改善措置状況については、適時にフォローアップを行うとともに、改善が十分に図られていない事項があった場合には、必要に応じて当該事項について、その後の改善状況の報告を求めるなど、改善の徹底を図る。

⑤ 行政相談機能との連携強化

行政相談を通じ把握した課題を調査テーマの選定の検討に生かすだけでなく、調査から得られた情報を行政苦情救済推進会議に付議し、その意見も踏まえて、調査結果を提供するなど、行政相談機能との更なる連携強化を図る。

⑥ 各管区行政評価局等における取組

各管区行政評価局等においても、上記の方針を踏まえて、地域における課題の解決を重視した調査を独自に企画・実施する。

(別紙)

総務省が行う政策の評価に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）第 13 条の規定に基づき、令和 4 年度から 6 年度までの 3 年間についての総務省が行う政策の評価に関する計画を以下のとおり定める。

1 評価の実施に関する基本的な方針

政策評価法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく評価に関して、「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）を踏まえ、以下の取組を推進する。

(1) 統一性・総合性確保評価に関する活動方針（政策評価法第 12 条第 1 項の規定によるもの）

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、政府全体として目指す一定の方向性の下に、重要性・必要性等を見極めた上で統一性又は総合性を確保する必要がある政策について積極的に実施する。

また、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）推進のための政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究の成果を活用し、総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価の充実・強化を図る。

(2) 政策評価の客観性を担保するための評価活動（政策評価法第 12 条第 2 項の規定によるもの）

政策評価の客観性を担保するための評価活動については、次のとおり取り組む。

① 各行政機関における政策評価の実施状況の把握

各行政機関における政策評価の実施状況について、管区行政評価局等の現地調査機能も活用し、情報の収集・分析を行う。

② 各行政機関が実施した政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための点検

各行政機関が実施した政策評価について、必要な点検を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。また、政策評価の改善の検討状況も踏まえつつ、点検の見直し・改善の検討を行う。

2 令和 4 年度から 6 年度までの 3 か年に実施する評価のテーマ

令和 4 年度に実施するテーマは、3 年度から引き続き実施する「不登校・ひきこもりの子供支援」とする。また、令和 5 年度及び 6 年度に実施するテーマについては、「生活エリアにおける交通安全対策」に係る調査の具体化を検討する。

3 その他評価の実施に関する重要事項

(1) 学識経験者の知見の活用

評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質の向上を図る観点から、学識経験者の知見を活用する。その際、特に、評価の設計や分析に関し、政策評価審議会の調査審議に付議する。

(2) 改善措置状況のフォローアップ

勧告に対する各行政機関の改善措置状況をフォローアップし、政策への反映状況と政策効果を十分に確認する。

(3) 評価に関する情報の公表

「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて、総務省が行う政策の評価に関する情報を公表する。